

(H26.2.23)

封印等を破棄しなければ消費税計算機能の変更ができない検定付電気式はかり

使えなくなるのを避けるため救済措置とる

修理行為と見なさない特別扱い
事前こそ総研の擁護が必要

経済産業省は、消費税率の変更にともない、印等を破棄しなければ消費税計算機能の変更が起きない検定電気式はかりが使えなくなる不都合を防止するために、作業期限や事前の型式承認号の確認など一定の条件を設けて特別措置を講じた。事業者団体などを通じて周知している。

この不都合を回避する ために経済産業省は、作 期限や、(独)産業技術総 研究所(産総研)によ り事前の型式承認番号の 認など一定の条件を設 けて特別措置を講じた。
特別措置の周知
はかる
この取り扱いを同省 などが会員となつて いる
変更作業の取り扱い
この不都合を回避する ために経済産業省は、作 期限や、(独)産業技術総 研究所(産総研)によ り事前の型式承認番号の 認など一定の条件を設 けて特別措置を講じた。
経済産業省が講ずる変 更作業の取り扱いは次の とおり。
■変更作業ができるのは
消費税率変更後3カ月ま での間のみ
電気式ばかりであつ て、特定計量器検定検査機 規則第15条の封印等を破 棄しなければ、当該電気式 ばかりの消費税計算機 能の変更ができるもの

日本書院新報

計測と科学
毎週日曜日発行
日本計量新報社

東京都千代田区神田錦町 3-11-8
(武蔵野ビル)
〒 101-0054 TEL 03-3295-7871
FAX 03-3295-7874
<http://www.keiryou-keisoku.co.jp/>
長替口座 00140-5-12935

Yamato

清潔な環境を創造する
完全防水形デジタルトコロ自動はかり

- 防水・防塵等級IP68準拠
 - オールステンレスボディー
 - お手入れが簡単なサンタリードザイン



UDS-1 VII/N-WP

大和製衡株式会社

<p>については、次項の(1)の 産総研の確認が得られた 日から消費税率等の税率 変更後3カ月の間は、(1) および(2)の条件のもとに 封印等の破棄をともなわ ない消費税率計算機能の変 更と同時に取り扱うもの とする。時計機能等が内 蔵されている場合で、税 率変更日の指定により 自動で(おこなえるなり、 産総研の確認後であれ ば、事前作業も可能)</p> <p>■ 2つの条件</p> <p>(1)本件の対象となる電気 式はかりの型式承認製造 事業者は、消費税率等の 税率が変更される日の2 週間以上前までに産総研 の担当窓口宛に本件の対 象となることについて型 式承認番号および税率を 変更するための方法(5 %から8%および8%か ら10%への変更方法)等 の確認を得ること。(確認 が得られた型式承認番号</p>	<p>については、次項の(1)の 産総研の確認が得られた 日から消費税率等の税率 変更後3カ月の間は、(1) および(2)の条件のもとに 封印等の破棄をともなわ ない消費税率計算機能の変 更と同時に取り扱うもの とする。時計機能等が内 蔵されている場合で、税 率変更日の指定により 自動で(おこなえるなり、 産総研の確認後であれ ば、事前作業も可能)</p> <p>■ 2つの条件</p> <p>(1)本件の対象となる電気 式はかりの型式承認製造 事業者は、消費税率等の 税率が変更される日の2 週間以上前までに産総研 の担当窓口宛に本件の対 象となることについて型 式承認番号および税率を 変更するための方法(5 %から8%および8%か ら10%への変更方法)等 の確認を得ること。(確認 が得られた型式承認番号</p>
 <p>UDS-1VII/N-WP シリーズ</p> <p>大和製衡株式会社 電話 明石 (078) 918-5577</p>	<p>は、消費税率等の税率が 変更される前日までに産 総研から都道府県および 特定市に對して通知をす る予定)</p> <p>②届出製造事業者または 届出修理事業者は、本件 の対象となる電気式はか りの消費税率計算機能を変 更した場合には、次の2 項目を、当該電気式はか りの所在地を管轄する都 道府県に報告する(い)と。 (1)変更に從事した届出修 理事業者名または届出製 造事業者名</p> <p>届出修理事業者は、本件 の対象となる電気式はか りの消費税率等の税率が 変更された場合は、(1)の 項目を、当該電気式はか りの所在地を管轄する都 道府県に報告する(い)と。 (1)変更に從事した届出修 理事業者名または届出製 造事業者名</p>